

平成24年第8回教育委員会定例会

開会年月日 平成24年4月23日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外 松 和 子
同 委 員 内 藤 幸 子
同 委 員 天 沼 英 雄
同 委 員 安 藤 睦 美
同 教育長 河 口 浩

議 題

1 議案

(1) 議案第30号 特別支援学級調査委員会への諮問について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

3 協議

(1) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

「第30回練馬こどもまつり」の開催について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時00分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	阿形繁穂
こども家庭部長	郡 榮作
教育振興部教育総務課長	岩田高幸
同 教育企画課長	羽生慶一郎
同 学務課長	古橋千重子
同 施設給食課長	山根由美子
同 教育指導課長	吉村 潔
同 総合教育センター所長	伊藤安人
同 光が丘図書館長	内野ひろみ
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	木村勝巳
こども家庭部保育課長	内木 宏
同 保育計画調整課長	杉本圭司
同 青少年課長	浅井葉子

傍聴者 4名

委員長

ただいまより平成24年第8回教育委員会定例会を開会する。
 本日は傍聴の方が1名お見えになっている。
 それでは、案件に沿って進めさせていただく。
 本日の案件は議案1件、陳情4件、協議1件、教育長報告2件である。

(1) 議案第30号 特別支援学級調査委員会への諮問について

委員長

それでは、初めに議案である。議案第30号 特別支援学級調査委員会への諮問についてである。
 それでは、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。それでは、各委員のご意見、ご質問を伺う。

教育長

いつもどおりであるので、よろしくお願ひしたいと思う。7月23日に受けるときは教育委員会に答申としてあげていく。

委員長

ただいま教育長からいつものとおりということで、実際に報告を受けてから皆さんとまた話し合いを進めていくという、具体的にはそういうことになるかと思う。

それでは、まとめたいと思うが、この議案第30号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、議案第30号については「承認」とする。よろしく願います。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。本日は継続審議中の陳情4件について、それぞれの案件の現状を確認したいと思う。

それでは、初めに平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情について現状とご報告をお願いする。

教育総務課長

本件の八の釜憩いの森をめぐる関係であるが、これについてはこれまでの経過としては、平成21年4月に東京外かく環状道路の対応の方針ということで、国土交通省、それから東京都の都市整備局が対応の方針を出している。その中で外環の本線についてはシールド工法でやっていくということ、それから、八の釜の湧き水についてはできる限り、環境調査をして保全に努めていくというような方針が出ている。

それを受けて、平成22年12月に第1回の八の釜憩いの森意見を聴く会というのを国土交通省で開催し、近辺の地下水の関係であるとか、そういった調査報告書等が出て、これについては当委員会でも報告させていただいた。

また、平成23年12月には第2回の意見を聴く会があり、このときにも、カワモズクに関する有識者のヒアリングということで追加の説明が行われ、可能な限り現在の地形を残して水源の確保、それからカワモズクの生育環境の保全を図るのが妥当だということでの見解をいただき、これについても平成24年1月の当委員会でも報告させていただいたところである。

意見を聴く会についてはその後、今のところ動きはないが、平成24年3月25日と26日に外かく環状線の2、いわゆる地下の部分ではなく上部の部分での説明会があった。これについては外環の2、いわゆる目白通りから谷原交差点、いわゆる大泉の東方の三原台中のところの道路が一部、外環ができることによって寸断されるということで、

その辺の道路整備も含めて、地上部分の整備のあり方といったことの説明会、それから、今後、測量に入るといったことの説明会があった。

25日、26日合わせて260人ほどの方がお見えになり、説明を聞いたということで、八の釜に関する質問は特にはなかったということである。

今後、この測量が始まり、八の釜あたりの詳しい位置関係だとか、そのあたりがはっきりした中で、今後また八の釜の部分の水源の確保とか、そういった部分の、また一歩進んだ調査等が行われてくるのかなと考えている。

また、八の釜の森関係の意見を聴く会が、いつになるかまだわからないが、今年度、大体12月ごろに行われているので、またそのあたりに一定程度あるのかなと、その辺は関係部署と連携をとりながら情報を収集して、わかり次第また当委員会にご報告させていただこうと思っている。

陳情についての現状については以上である。

委員長

ありがとう。最近の様子なども今ご説明していただいた。何かご質問、ご意見は、

教育長

文化財の関係等が挙がっているが、文化財の仕事そのものは区長部局に移っているので、その辺の関連をちょっと説明してほしい。

教育総務課長

文化財の保護の関係については区長部局で、文化・生涯学習課で行われることになっている。ただ、文化財保護については教育委員会の権限であるので、補助執行ということで、区長部局でやっていただくようになっている。

そちらのほうの、今後も文化財の指定であるとか、そういったものについては、また当教育委員会のほうには、国や都で諮らせてもらうことになるが、その関係でこちらの部分を、指定に影響するような部分ができれば、そのあたりでまたご報告はさせていただきたいと思う。

ただ、国のほうでも、こちらの八の釜の湧き水についてはできる限り何らかの形で存続させるというような方向を出しているので、実際シールド工法であるとか、外環の2の設計の段階でその辺、区と十分協議していくという話を聞いているので、その中で都のほうにもさまざま意見等を出させていただき、そういう形で進めていきたいなどは考えている。

委員長

ありがとう。いかがか。

天沼委員

文化財関係のことは存続させるという方針で、これまでどおり進めていただけるということであるが、今日はじめて三原台中の道路の一部が寸断されるというご説明を伺っ

たと思うが、今後こういった学校周辺への影響と申すか、それはどの程度把握しているか。

教育総務課長

国が平成21年4月に今後の対応方針というものを出した中で、周辺の環境へのさまざまな影響であるとか、そういったものも調査している。

今回、地上部の部分については、いわゆる下を外環の本線が通って、その上の部分を整備するということでの説明会である。

外環の2の部分についてはかなり、道路についてはそれぞれ7メートルの道路を2車線、往復でつくるが、その真ん中に10メートルほどの中央分離帯を設ける、あるいは車道の外側に自転車、歩行者が通れるような緑地帯を8メートル設けるといったような形で、おおむねの計画をしているので、そういった意味では学校のほうへの影響というのは、配慮されているかなと考えている。

天沼委員

ありがとう。今後整備する過程の中で、地上部分でそのような形で学校、校舎、通学路への影響というのはあるかもしれないというふうに考えたほうがよしいか。

教育総務課長

今、三原台中学校の西側に1本、一方通行の道路が通っているが、それが、南側のほうで一部、外環の2の部分にかかるが、それについてはきちんと道路を整備して、幅員も確保してやっていくということである。

このあたりはやはり、道路が一方通行で狭いというところがあるので、外環の2というのはその辺の環境整備もあわせてやるということであるので、そういった意味では児童・生徒の通学路の道路については、歩行者用道路もきちんとできるので、そういった意味では今までよりはよくなるかなととらえている。

天沼委員

もう一つ気になっていることは、外環自動車道ですから、排気ガスのことも前にあったが、それだけではなく、交通量が増えて通学路にかかるようなことになると、それで危険性というか、そういう上の整備もやってくれるか。

教育総務課長

その点についても平成21年の国の対応の方針の中で、排気ガスの対応の仕方についても調査している。

現地については、外環から東映通り等に出てくる車、それからそこから入っていく車、そういったところが通行するような場所にもなるが、その辺の環境調査等については、排気ガスも含めて、その点については国の環境調査の中では特に問題ないというような形では聞いている。

そもそも外環本線は地下に入ってしまうので、大泉インターからこちらのほうに出て

くる車、それからそちらに入っていく車が通る形になると考えている。

天沼委員

わかった。

委員長

中学校があるので、今の委員の質問はとても重要なことだったかなと思う。対策等、よろしく願います。

ほかによろしいか。

いろいろご意見いただいた。今、総務課長から説明があったように、今後も事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めてまいりたいと考えている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、平成19年陳情第4号については「継続」とする。

(2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書である。

この陳情についても、現状などご報告をお願いします。

教育総務課長

私からは、陳情項目の1番と3番と6番についてご報告させていただく。

まず、陳情項目の1番である。子供たちの生命、健康を守る視点を最優先課題にしてくださいということである。これについては私ども、これまでもそのあたりは、教育委員会としても優先的な課題ととらえているので、放射能に限らず子供たちの生命、健康を守る視点というのは最優先として取り組んでいきたいと考えているところである。

それから、3番目の放射能の測定器を各学校、幼稚園、保育園、学童クラブ等で購入してくださいということである。この点については、福島第一原発の事故に伴って、空間放射線量等の懸念があったということで、東京都から貸与されたもの、それから区で独自に購入したものを使って、学校、幼稚園、保育園、学童クラブ等の空間放射線量を測定してきたところである。

その結果についてはこれまでも当委員会でご報告させていただいている。まず、ここ1年以上たった中で、事故前の状況に今のところ戻ってきているということもあり、購入については現時点では考えていないところである。

また、状況の変化があれば、現在、区が持っている測定器で何らかの対応はしていく必要があるかなとは考えているところである。

続いて、6番目である。政府、東京都の指示を待つことなく、独立教育行政の姿勢を貫いて、放射能対策を早急に実施してくださいということである。これまでも福島第一原発の事故以来、区のほうでも危機管理対策本部において、区の対応方針を区独自で検討し、その中で取り組んできたところである。そういった意味では、基準の設定等々については政府、東京都等の動きは見ていたところではあるが、特に指示といったことでやったわけではなく、やはり区民の安全・安心という観点で、区独自で行ってきたところである。そういった意味では、今後もまたこのあたりで、さまざま課題が出てきたときには管理対策本部としての考えを整理し、その中で実行していきたいと考えているところである。

私からは以上である。

委員長

ありがとう。

教育指導課長

私からは、陳情項目の2番と、4番と、5番について、簡単に説明させていただく。

まず、2番についてだが、保護者の引き取りということについて、これは昨年、地震が起きた後、早急に対応をとり、何度もご説明してあるとおり、震度5弱以上という一定の基準を設けて、すべての幼稚園、小学校、中学校、区立の、こちらを徹底しているところである。保護者の引き取りというのが、幼稚園は当然だが、小学校は大原則にしている。

それから、4番の基準以上の措置の場合とはということであるが、これも、今、教育総務課長から説明があった、区としても一定の測定をしているので、今後、万一そういった状況がもし見られるような状況があれば当然、教育委員会として判断するかと思うが、今のところそういう必要はないのかと判断している。

それから、5番の副教材のことだが、この指摘は平成21年度末に各校に1部ずつ配布された副読本を指しての陳情であると思っている。確かにそのときに各校1冊だが、これは子供には配られていないが、各校1冊配布された資料においては、原子力の安全性がかなり強調されていたものであった。

しかしながら、今回の東日本大震災を受けて、新たに副読本をつくり直している。そのつくり直した副教材が昨年度の後半に各校に配布されており、その副教材の中では放射線による影響、あるいは放射線の管理、防護、こういったものについてかなりページを割いて記述した内容になっているので、ここに書いてあるような教材の配布はないので、特に心配はないかなと考えているところである。

私からは以上である。

委員長

ありがとう。ただいま両課長よりご報告いただいた内容について、ご意見、ご質問を

お聞きしたいと思う。

安藤委員

2番の保護者引き取りということだが、新たな年度が始まって、早速、各小学校では、年度の早いうちということ、引き取り訓練等も始まっているように見受けられる。

質問だが、中学校に関してはこういった基準で引き取るとか、それから、中学生は大きいので、自分たちでももちろん帰れるかと思うが、選択制度等で公共の交通機関を使って通っている子供たちに関してはどのようにしようという、その辺はもう決まっているのか。

教育指導課長

中学校については、大きい子供たちですので、集団下校というのが大原則になるが、今お話のありました交通機関を使用して通学しているお子さんであるとか、それから、通常級においても特別に配慮を要するお子さん、あるいは特別支援学級のお子さんについては事前に保護者と、そういったことが起きた場合の下校方法、こういったものを確認して、保護者との共通理解のもとに実施するということになっている。

だから、そういうお子さんについてはケース・バイ・ケースで対応する。ただし、そのやり方を必ず事前に確認しておくということを徹底しているところである。

安藤委員

ありがとう。

内藤委員

5番に関連するかと思うが、副教材だけではなく、中学校や小学校の中で原子力についての授業はやるのか。原子力発電所についても含めて、この事故以来、どのような対応をとっているのか。具体的にはどんな形で授業を進めるように変わってきているのかというようなことがわかりだったら、教えていただきたい。

教育指導課長

今回のことで基本的に授業で大きくかわるのは中学校3年生の理科である。中学校3年生の理科において、原子力をどう扱うかということであるが、教科書の中でもきちんとした記述はあるが、この部分の授業をどう実施するかということにおいて、本区においては、中学校は昨年、研究授業を行っている。研究授業を行ない、そこに中学校の教員を集めて、こういう内容の授業についてはこういう共通理解のもとで授業をしていこうということで、まず共通理解を図ろうということをやっている。

それから、あとの学年については、とりわけこのことを中心に取り上げる部分はないが、ただ、各教科において関連するようなものが出てきた場合に、先生方がまちまちであるのは困るので、小学校と中学校の先生方には、こういった内容を扱うに当たった際の基準のような資料が東京都から出ているので、その資料を活用しながら一定の、子供たちに必要な最低限の知識は教えていくということで今、対応しているということである。

天沼委員

今の東京都の資料というのは、これは先生方に対して配布されているものか。
それと、もう一点は、すべての教科にその資料は適用できるような資料になっているのか、その2点。

教育指導課長

この資料は教員用の資料である。
それから、内容については、各教科というか、教科というよりも、教科の中でそういった内容が出てきたときに触れられるような内容ということで、特にこの教科でこういう内容ということではない。

教育長

この陳情そのものが昨年4月18日の陳情であり、その後いろいろと状況の変化もあり、今、判断することについてどうなのかなという思いも私としてはあるが、いずれにしても放射能に関しては、放射線の測定も含めて、まだ流動的な部分もあるので、もう少しばらばら対応を見てから判断してもいいかなと思っている。

安藤委員

今、教育長がおっしゃった時間の経過ということ、先ほどの八の釜についてもそうであるが、システムのことであれだが、陳情に関して、先ほどの教科書などはわりと、教科書を採択するまでに判断、幼稚園が始まる前には判断ということだったが、こういう期限とか、なかなか難しいかと思うが、そういうことや、あとは陳情者に対するフィードバックみたいなものはしているのか。議事録を見てくださいというようなことは。

教育総務課長

陳情の審査状況については、今、委員がおっしゃったとおり、ホームページのほうでお示しはさせていただいている。継続になったものは「継続審議」ということで出しているし、採択されたものはこういったふうに採択しましたというものは出している。
今日みたいな形でのものについては議事録の中に出ているので、そういったところで一応公表しているという形になっている。

安藤委員

陳情者に対して個人的にこうなりましたというのではなく、採択、もしくは経過等を確認してくださいということか。わかった。

天沼委員

最初のところで、危機管理対策室についてもちょっと触れられているが、最近また、東京都の直下型地震でいろいろ、以前の状況と違うことが報告されている。
そういった、区全体としての危機管理体制というか、そういったマニュアルなどの見

直しというか、そういうことも今は進められているのか。進められているとしたら、いつごろまでにそれがまとめ上げられる予定になっているか。

教育総務課長

特に災害、地震の関係については、区全体の災害時マニュアルというのがあり、このたびの東日本大震災を受けて見直しを進めてきていた。昨年度だったか、3月には新たな視点を盛り込んだ形でのマニュアルの改訂をしている。

学校関係でいえば、避難拠点があるが、これまでは避難拠点については、震度5弱が発災したときには開設するというのがあったが、そのあたりが明確でなかったので、とくにかく震度5弱になれば必ず全校開設をする。被害の状況に応じて閉じて、被害の大きいところを集めるといったような方向性で、今後、運営していくというようなところでの改訂を行ったところである。

ただ、都のほうの災害マニュアルが今年末だか、秋ごろにもう一回新たに改訂されるということがあるので、その状況を見て区全体の見直しを行うという予定である。

震災関係についてはそういった形で、区全体では防災マニュアルの見直しを図っている。

以上である。

委員長

特に災害に関してはほんとうに、まだこれからもいろいろと検討していかなければならないという状況であるかと思う。したがって、引き続き状況等を確認しながら、これは審査を進めてまいりたいと考えるが、「継続」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、平成23年陳情第4号は「継続」とする。

(3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕

委員長

次の陳情である。平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書である。

この陳情案件について、現状等をご報告願います。

施設給食課長

こちらについても、2月27日、予算特別委員会の土木費に関する質問ということで、議会でのやりとりがあったので、そのやりとりの内容について概略をご報告させていた

だく。

まず、こちらの計画道路補助135号線と232号線の件であるが、大泉学園駅南側においては、通過車両が学芸大通りやロードふじみ等へ流入し、歩行者の安全確保、交通渋滞並びにバスの定時運行の妨げなど、多くの課題が生じている。その抜本的な解決には補助135号線の整備が必要不可欠という考え方がある。

まずはこの補助135号線の整備を最優先し、補助232号線の学芸大通りから補助135号線の交差点については、現在は事業化する段階ではないというのが考え方である。

今年度であるが、平成24年度については補助135号線の富士街道まで優先的に整備することとして、大泉第二中学校の教育環境を確保するために道路の地盤高を下げる、つまり道路を若干掘り下げることとか、あるいは、前回の調査報告の中では学校の敷地の真ん中を道路が通っていたが、学校の施設と校庭が一体的になるような構造を工夫すると、そういった検討を進めていきたい。つまり、道路の上にふたをかけるような形で、校舎とグラウンドで行き来ができるような、一体化したようなことについても検討していきたいというようなことで、予算特別委員会の中ではご報告させていただいているところである。

今現在、道路を所管している部署のほうで、学校の教育環境と道路の両立をするために、どのようなことが考えられるかということで検討を進めているので、そちらの検討を待ち、また一緒に教育委員会として一番いい形での検討を進めていければと考えている。一定程度まとまったところで、またご報告させていただきたいと考えているところである。

以上である。

委員長

ありがとう。いかがか、この件について。

教育長

補足する。今、課長から話があったように、大泉学園の駅から真っすぐ南へ、南北の135号線という道路と、東西へ行く232号線という道路の問題だが、南北の道路はどうしてもやはり練馬区としては必要である。これはそもそもの前提である。東西の道路については今現在はそれほど、必要性は少ない。とりあえず南北の道路については、大泉学園の駅の南側から富士街道までの道路についてはぜひ区としても整備をしていきたいんだということが、これがまず一つある。

ところが、ご承知のとおり135号線、南北の道路がちょうど大泉第二中学校の真ん中を、縦に切るような形であるわけであり、従前の案だと、道路と校庭とを大体フラットな形でいくということで、あるいは232号線とクロスしていくということで、相当学校の形状が変わってきてしまう。いろいろな問題等がまだあるということでこれまで、終わっていたと思う。その後、何とか中学校の敷地そのものを移せないか、代替地がないかどうかということ、いろいろと探したが、相当厳しい状況であり、やはりどうしてもほかに移すことは難しいということになった。

そうであるならば、どうしても現在ある学校の敷地の中で対応を図らなければならぬということ、今、課長から報告したように、道路を所管している部署では、今まで校庭と道路が並行、要するに上下関係はなかったが、若干道路を下げることによって、校舎と校庭の上を例えばふたかけをするなりして、2階部分ぐらいでふたかけするぐらいにして、分断させるというのではなく一体として使えるように何とか工夫できないか、今、そのような検討を進めているという報告をこの間、議会でさせていただいた。

したがって、そういう意味ではまだ結論も何も出ていない。今後また、検討の結果がおそらく出てくると思うので、その段階で改めて、当然教育委員会としてもいろいろ議論していかなければならないと、そんなふうに思っている。ちょっと概略、説明させていただいた。

天沼委員

今のご説明だとちょっとイメージがわからないので、ふたをするということは、グラウンドはほぼ平らになるのか、それとも一部分、道路が下を潜っているところが少し盛り上がる形になるのか、どういうふうになるのか。イメージとして、道路がちょうど体育館の横の倉庫あたりをばあっと通っていく。真ん中あたりを。そうすると、どういう形に。

施設給食課長

今、教育長からご説明があったとおり、一定程度道路を下げて、それにふたをかけた場合、それとグラウンドが一緒になるということは、グラウンドを持ち上げるということになるし、あるいはグラウンドが下がっているのであれば、ふたをかけたそのふたの上の部分も何らか有効活用できないかということになるので、まだ結論が出ているわけではない。

ただ、校舎とグラウンドが全く別ということではなく、校舎の例えば2階から校庭に行くときに橋を渡るということではなく、校舎から真っすぐ出てただおりののか、あるいはフラットになるのか、それがどういった形がとれるのか、どうしたら一番いい形になるのかをまさにこれから検討を詰めていくということである。

天沼委員

わかった。子供たちの目の前を車が通っていくという状態ではなく、見えなくなっている。その面では少し安心はある。

ただ、陳情者の方は、いろいろ読んでいると、排気ガスのこと、騒音のこと、振動のこと、防災拠点ということのかかわりとか、いろいろなことをご心配されて、陳情要旨には書かれているが、そういう点では何も問題ないのか。

施設給食課長

道路を所管している部署のほうでは、やはり前回、大泉第二中学校の体育館で保護者の方向けと地域の方向けに説明会、それは案ということではなかったが、調査結果の報告ということで説明会をさせていただいたときに、排気ガスの問題、あるいは騒音の問

題、あるいは地震が来たときに渡り廊下を渡っていたらどうなるのかといったさまざまなご意見があり、それについての保護者の方、地域の方のご意見も当然伝えている。

そういったことも含めて、道路のほうでこういった工夫ができるのか、建物についてということもあるし、土木のほうで道路を整備するときにはできないのかということについては、これからも一緒に検討していく課題だと考えている。

天沼委員

わかった。よろしく願います。

委員長

なかなか課題の多い案件であり、これは道路のほうの関係、区のほうの検討状況とあわせて確認させていただきながら、また審査も進めていきたいなど考える。本日は「継続」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、平成23年陳情第19号は「継続」とする。

(4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕

委員長

次の陳情案件である。平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書である。

この陳情案件について、現状等、事務局より報告をお願いします。

施設給食課長

給食の放射性物質検査については、昨年度になるが2月から3月にかけて、学校施設と保育施設についての調理済みの給食の1食丸ごと検査、あるいは牛乳、あるいは保育施設については粉ミルクについても放射性物質検査を実施したところだが、これからのこととして、文部科学省の平成23年度、昨年度の第3次補正予算ということで、17都県がそれぞれの市区町村の学校給食を測定するというのであれば、その検査機器の購入代金の半額を助成するというのがあり、その検査機器を使っただけの検査が始まることになった。

東京都については4月26日から検査を実施するというので、先週、東京都からの説明会があり、出席してまいった。概略について簡単にご報告させていただいたが、これは調理済みではなく、給食を提供する前の食材、例えばニンジンであるとか、大根であるとか、キャベツであるとか、そういったものを前の日までに検査をして、検出されて

危ないものについては、給食をつくる段階で抜いてしまう。そういった考え方である。

検査機器については、ヨウ化ナトリウムシンチレーションスペクトロメータというが、いわゆる精密な検査ということではなく、スクリーニングということである。1キログラム当たり50ベクレルという形で検査される。今、4月以降適用されている基準が一般食品100ベクレルということなので、その半分が基準ということになり、対象になるのは一般食品のみである。

今、4月現在の分け方として、一般食品のほかに水と、乳製品と、乳児用食品があるが、対象として東京都が検査をするのは一般食品だけという形になっている。ですので、牛乳について単独での検査ということはやらないということである。

また、保育施設については対象外というふうに東京都からは連絡が来ている。

50ベクレルを超えた場合には、東京都がゲルマニウム検査、これは精密の検査を再度実施するというので、区部については1カ所だけ、教育庁の神楽坂庁舎、こちらのほうに検体をつくって持ってきてくださいということ、1検体が、それぞれの食材をフードプロセッサで細かくして1キロ集める。つまり、ニンジンであればニンジンをフードプロセッサにかけて1キロにしたものを神楽坂庁舎に持って行って、初めて検査してもらえ、そういうような形になっている。

こちらについては月曜日から木曜日までということ、金曜日は翌日には給食がないわけなので、1週間の中で月曜日から木曜日、その日に持ってきてくれたものについては夜8時まで検査の結果を出すので、8時までの検査の結果を受けて、翌日、給食をつくってください。この検査に参加するか、しないかというのが、実はあした締りになっているので、練馬区教育委員会としてはこちらの検査には参加するというので回答することを考えている。

具体的なことについては、実のところ23区の中でどれだけの区が、あるいはどれだけの学校がここに参加するかということもまだわからないし、スケジュールも全く見えていない。何月何日の何時からどの学校の給食の検査ということが、果たしてそれはいつ教えてもらえるのかということもいまだ明確なものはない。ただ、参加の意向だけは表明しておきたいと考えている。

区の考え方としては、まずは学校の農園でできたもの、これについては市場に出ているものではないので検査の対象になっていないので、そういったものを入れていくこととか、あるいは区民の方も口に入れている地場産物であるとか、あるいは保育園と共通で使っている食材があればそういったもの、こういったものを積極的に検査の対象にしていきたいと考えているが、具体的なスケジュール等がまだ見えていないので、これから具体的なものが見えてきた中で、それぞれ関係する所管と連携していきながら、効果的な検査をしていきたいと考えているところである。現段階ではそのような状況である。

以上である。

委員長

ありがとう。何かご意見、ご質問等はあるか。

天沼委員

いい方針だと思う。検査対象外の区内のものも検査するというので、でも、いつかわからないというのもまたちょっと、変わるかもしれない。でも、もし問題があれば、それですぐに取り除くことができるので、検査に参加するというご回答をされる予定なので、納得している。

内藤委員

区として参加する場合には、1校分ということなのか。そこら辺はまだわからないか。

施設給食課長

今のこのスケジュールだが、練馬区の場合と違って3学期制を想定しているのだが、参加する場合には、各学校が学期に1回、つまり年3回で、1回につき4検体ということがマックスと言われているので、どここの小学校なり、中学校なりで、1回につき4つの食材について選べ、それが1校につき年間、1学期というか夏休み前、それと冬休み前、それと年明けという形で3回というふうになっている。

それがどのような形でスケジュールを組まれるかというのは、希望がどこまで聞いてもらえるかというのも今のところはまだわかっていない。

委員長

ほかにはいかがか。

教育長

もう少し具体的に決まったらまたご報告する。

委員長

そうである。特に食材関係は内部被曝という非常に重要なことであるので、今お話を伺うとまだはっきりしていない部分が大変多く、でも、それでも検査ができるという、今までよりは少し進んだ状況というのをご報告いただいている。また、いろいろなことが明確になったら、一度、書面にあらわしていただき、ご提示いただけたらと思う。

どうぞよろしくお願いいたします。

天沼委員

すみません、おまとめになっているところで。まだ、全然、海産物についての検査、国として、いろいろ、出ていない。海洋汚染の部分での。地上の産物、農作物についてはいろいろ出てきているが、全くまだはっきりしていない。海藻類、貝とか。この辺がどの程度汚染されてきているのかということがわからない。そういうものを練馬区で食材として使われるようなことがあれば、やはり気になるところではある。

施設給食課長

既に行われた給食の調理済み1食丸ごとの中には肉とか、魚とか、そういったものも

含んでの検査で、その中で1キログラム当たり10ベクレルということで検出されたということはなかったわけだが、これから行う東京都の検査については、前日までに検査の結果を出すということなので、なかなか生鮮食品について、つまり火曜日の食材を月曜日のお昼には持ち込んで検査するということになる、なかなか厳しいものがある。根菜類であるとか、乾物であるとか、そういったものについては当然、検査は可能なわけだが、生鮮食品、特に肉や魚といったものについては原則、衛生面から当日納入ということになっているので、それがどこまでできるかなというところについては、今後、我々としても工夫が必要かなと。

あるいは、東京都に対しても23区としてさまざまな要望を出している、2学期以降、つまり夏休み以降だが、については、また、東京都も場合によっては見直しということも考えられるようなことは言っているので、これからも一番いい、効果的なやり方ができるように東京都にも要望していきたいと考えている。

委員長

では、都に対してどうぞよろしく願います。

内藤委員

現在、学校給食の安全性について、学校や役所に対して保護者の方から確認というか、いろいろな陳情というか、そういったような問い合わせのようなものは、現在のどの程度あるのかどうか教えてほしい。

施設給食課長

ものすごい数というわけではないが、ただ、この4月に新入学のお子さんをお持ちの保護者の方から問い合わせがあり、今までは自分がつくっていたのは自分の目で確認してというのが、給食になったときにどうなのか、どこまで情報がもらえるのか、あるいは希望すればお弁当持参ということを知りたいのか、そういったことでの問い合わせがあった。

あとは、特定の食材について心配だというようなお声も来ている。こちらについては、学校のほうにも、人事異動ということがあるので、改めて区の基本的な考え方をお示しするというので、先日、栄養士のほうには事務連絡会の中で改めてということ周知させていただいたが、各学校のほうにも区の基本的な考え方について改めて通知文、再確認ということ流したいと思っているところである。

委員長

どうぞよろしく願います。

よろしいか。それでは、「継続」とさせていただきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、平成23年陳情第20号は「継続」とする。

協議(1) 練馬区教育振興基本計画の策定について〔継続審議〕

委員長

次に、協議案件である。協議(1)練馬区教育振興基本計画の策定についてである。
この協議案件であるが、素案に対して現在、区民意見反映制度(パブリックコメント)によりいただいたご意見を事務局のほうでまとめているところである。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、この協議案件は「継続」とする。

(1) 教育長報告

「第30回練馬こどもまつり」の開催について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は2件、報告させていただく。よろしく願います。

委員長

それでは、報告の について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ありがとう。

天沼委員

何回か経験があるが、雨天は中止になり、そのままになってしまうので非常に残念だ

なという気がするが、翌週の土日に……。

委員長

13の翌日にとなっているが。

天沼委員

翌日であるか。すまない、見落とした。

子育て支援課長

ここに書いているとおり、小雨程度だったら決行させていただき、雨が強いようであれば翌日に順延。ほんとうは、せっかくご準備いただくので翌週と思うが、会場の関係等でなかなか、翌週までは押さえ切れないというのが現状である。

天沼委員

ありがとう。

委員長

ほんとうに多くの団体の方たちが準備されて、やるということで、いろいろと運営も大変かと思うが、どうぞよろしく願います。

それでは、その他の報告あるか。

教育総務課長

資料3である。教育委員会の後援名義使用承認の事業である。平成24年4月実施事業の追加分、それから5月の実施事業分である。お目通しいただければと思う。

以上である。

委員長

何かご意見、ご質問等はあるか。

それでは、その他の報告あるか。

特にはないか。わかった。

では、以上で第8回教育委員会定例会を終了する。